

保護者の皆様へ

吉野川市教育委員会

## 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について(お知らせ)

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度は、学校(園)の管理下で幼児児童生徒の災害が発生した時に医療費等の給付が行われる共済制度です。

吉野川市では「子どもはぐくみ医療費助成制度」により、18歳に達する年度末まで、保護者負担額600円で、医療を受けられるようになっていますが、学校管理下(登下校を含む)における災害(学校で起こったケガ等)につきましては、次のようにお願いいたします。

- ① 年度初めに加入、更新している「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」を**優先**してください。「子どもはぐくみ医療費助成制度」を利用せずに、保険証を使って、医療機関の窓口で、一旦総医療費の3割分又は自己負担限度額(高額療養費制度に該当する場合)をお支払ください。
- ② 後日、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」に請求手続きをします。  
\* 請求給付手続きについては、学校へお問い合わせください。
- ③ 請求により総医療費の3割と付加分として1割、合計4割が支給されます。**※総医療費の3割が、高額療養費制度に該当する場合、自己負担限度額と1割が支給されません。高額療養費制度については、健康保険加入先にお問い合わせください。**  
\* 「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」には、後遺障害が認定された場合、障害見舞金の給付制度もあります。

\* 初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円(500点)以上のものが、給付の対象となります。初回月の医療費が5,000円を超えていなくても、翌月以降の医療費と合計して5,000円以上になりましたら、その時点で請求してください。給付の対象とならない場合は、「子どもはぐくみ医療費助成制度」をご利用ください。

\* 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を利用できる場合で、万一「子どもはぐくみ医療費助成制度」を利用された場合は、自己負担分600円(上限)と総医療費の1割(付加分)の給付を、「日本スポーツ振興センター災害共済制度」に請求することとなります。

\* 健康保険をはじめ医療保険の対象となる範囲のものは医療費の給付対象となり、それ以外のものや保険外診療は給付対象になりません。例：医療保険の適用とならない特別室を希望したときの差額ベッド代は給付対象外等。

\* 夏季休業中のプール開放等、一部学校管理下における災害と認められない場合もあります。

保護者の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点は日本スポーツ振興センターホームページ「災害共済給付」をご覧ください。か、次の所へお問い合わせください。